

【知的財産権に関する業務】

1. 商標登録

		着手金（手数料）	報酬金
①	商標登録	3万円 +（2万円×指定商品・役務の数）（+消費税）※1	1万5000円 +（3万円×指定商品・役務の数）（+消費税）※2※3
②	商標調査・報告書作成のみ	1万円+（1万円×指定商品・役務の数）（+消費税）	—

※1 別途3,400円+（8,600円×指定商品・役務の数）の特許印紙代がかかります。

※2 別途28,200円×指定商品・役務の数の登録料がかかります。

※3 商標出願の後、審査の途中で特許庁との応答の手続きが生じることがあります。

この場合には、意見書・手続補正内容により1万円から5万円（+消費税）の手数料をお支払い頂きます。

※なお、件数や、区分（類）の数、その他のご事情により具体的な金額は調整させていただきます。

2. 意匠

		着手金（手数料）	報酬金
①	意匠登録	8万円（+消費税）※1	6万5000円（+消費税）※2※3
②	調査のみの場合	2万円（+消費税）	—

※1 別途1万6000円の特許印紙代がかかります。

※2 別途2万5500円の登録料がかかります。

※3 意匠出願の後、審査の途中で特許庁との応答の手続きが生じることがあります。

この場合、意見書作成手数料として5万円（+消費税）、手続補正書の作成料として1万円から4万円（+消費税）をお支払いいただきます。

【民事事件】

1. 金銭請求事案（債権回収、損害賠償請求など）

	経済的利益の額	着手金	報酬金
①	300万円以下	8% + 消費税	16% + 消費税
②	300万円を超え3000万円以下	（5% + 9万円）+ 消費税	（10% + 18万円）+ 消費税
③	3000万円を超え3億円以下	（3% + 69万円）+ 消費税	（6% + 138万円）+ 消費税
④	3億円を超える場合	（2% + 369万円）	（4% + 738万円）

+ 消費税

+ 消費税

※交通事故の被害者側でお受けする場合に、**弁護士費用特約**があるときには、**弁護士費用特約の範囲内でお受けすることも検討いたします。**

保険会社から、「LAC基準でお願いしたい」というお話や「約款の基準でお願いしたい」というお話があった場合には、事前にご相談ください。

※**金銭の支払い請求を受けた側**（たとえば、不貞行為を理由として慰謝料請求されている場合など）でご依頼いただく場合には、着手金は請求を受けた金額を経済的利

益の額としてその額を計算いたしますが、**報酬金は請求金額から減額できた額を経済的利益の額として計算いたします。**

※なお、**事件の内容や難易に応じて、具体的な金額は調整させていただきます。**（増減額は、経済的利益の30%の範囲でさせていただきます。）

※ただし、最低着手金額は、10万円+消費税となります。

※着手金に関しましては、ご相談内容や事案に応じて**分割払い**でのお支払いも検討させていただきます。

2. 不動産にかかわる紛争事案

<建物>

		着手金	報酬金
①	家賃滞納に基づく建物明渡	20万円より (+ 消費税)	30万円より (+ 消費税)
②	それ以外の建物明渡事件	30万円より (+ 消費税)	30万円より (+ 消費税)

※訴訟提起前に仮処分を申し立てる場合には、追加着手金5万円が必要となります。

※なお、**事件の内容や難易に応じて、具体的な金額は調整させていただきます。**

<土地>

		着手金	報酬金
①	借地非訟の交渉等の代理	20万円より (+ 消費税)	30万円より (+ 消費税)
②	それ以外の土地関連事件	40万円より (+ 消費税)	40万円より (+ 消費税)

※なお、**事件の内容や難易に応じて、具体的な金額は調整させていただきます。**

3. 労務管理・労働事件（使用者側）

<労務管理>

		報酬金
①	労務管理と関連する個別業務	

	(労働契約書のチェック、組合等との協議等に関する指導など)	15万円より (+ 消費税)
②	就業規則の作成・追加	17万円より (+ 消費税)
③	就業規則の変更	15万円より (+ 消費税)
④	意見書の作成	10万円より (+ 消費税)

※なお、**事件の内容や難易に応じて、具体的な金額は調整させていただきます。**

※EMS-JP会員企業様につきましては、ご相談に応じて個別に金額を定めさせていただきます。

<労働事件>

		着手金	報酬金
①	従業員もしくは退職した元従業員との任意交渉	15万円より (+ 消費税)	得られた経済的利益の7% (+ 消費税)
②	労働審判	35万円より (+ 消費税)	得られた経済的利益の8% (+ 消費税)
③	その他の労働関連事件 (労働訴訟・保全申立など)	40万円より (+ 消費税)	得られた経済的利益の10% (+ 消費税)

※得られた経済的利益は、請求された金額から減額された金額を基準といたします。

※交渉から審判に移行した場合には追加着手金20万円、審判から訴訟に移行した場合には追加着手金5万円をお支払いいただきます。

※なお、**事件の内容や難易に応じて、具体的な金額は調整させていただきます。**

※EMS-JP会員企業様につきましては、ご相談に応じて個別に金額を定めさせていただきます。

4. 労働事件（被用者側）

		着手金	報酬金
①	未払賃金・残業代請求	金銭請求事案に準じる	金銭請求事案に準じる
②	労災事件	金銭請求事案に準じる	金銭請求事案に準じる
③	その他の労働事件	30万円より (+ 消費税)	35万円より (+ 消費税)

※未払残業代請求に関する着手金につきましては、ご相談内容や事案に応じて分割払いでのお支払いも検討させていただきます。

また、個別事案の内容に応じて**着手金を無料**として**報酬金額を得られた経済的利益の20%から35%**とすることも検討いたします。

まずは、ご相談ください。

※なお、**事件の内容や難易に応じて、具体的な金額は調整させていただきます。**

5. 債務整理

<過払金返還請求>

		着手金	報酬金
①	受任件数が1～2件の場合	無し	回収金額の20% (+ 消費税)
②	受任件数が3～4件の場合	無し	回収金額の18% (+ 消費税)
③	受任件数が5件以上の場合	無し	回収金額の16% (+ 消費税)

※原則として受任前に、取引履歴をもとに1件10000円の手数料で過払金が発生するかどうかを調査いたします。

調査の結果過払金の発生が見込まれる場合には、ご依頼をお受けいたします。

なお、事件をお受けした場合には、受任前の調査費用10000円を報酬金から減額させていただきます。

※訴訟で過払金を取り戻した場合には、報酬金の額を表示金額より2%加算させていただきます。

<任意整理>

		着手金	報酬金
①	負債総額が1000万円以下の場合	2万円×債権者数 (+ 消費税)	2万円×債権者数 + 減額分の10% (+ 消費税)
②	負債総額が10万円を超える場合	2万円×債権者数 + 10万円 (+ 消費税)	2万円×債権者数 + 減額分の10% + 10万円 (+ 消費税)

※ただし、最低着手金として、非事業者様については5万2000円、事業者様については10万5000円をお支払いいただきます。

<自己破産>

		報酬額
①	同時廃止事件の場合	28万円 (+ 消費税)
②	簡易管財事件の場合	38万円 (+ 消費税)

※事件内容により別途追加料金が発生することがあります。

※そのほか、予納金、申立印紙代などの実費がかかります。

※すぐに費用の用意が難しい方には、分割によるお支払いも検討いたします。

<個人再生>

		報酬額
①	住宅資金特別条項を利用しない場合	30万円 (+ 消費税)
②	住宅資金特別条項を利用する場合	40万円 (+ 消費税)

※住宅資金特別条項とは、いわゆる住宅ローン特則のことです。

※事件内容により別途追加料金が発生することがあります。

※そのほか、予納金、申立印紙代などの実費がかかります。

※再生委員が選任される場合、再生委員への報酬として、別途15万円から20万円前後の費用が必要となります。

※すぐに費用の用意が難しい方には、分割によるお支払いも検討いたします。

<法人の民事再生・自己破産>

		着手金	報酬金
①	法人の民事再生・自己破産の申し立て	50万円より (+ 消費税)	50万円より (+ 消費税)

※そのほか、予納金、申立印紙代などの実費がかかります。

※なお、事件の内容や難易に応じて、具体的な金額は調整させていただきます。

6. その他

		着手金・手数料	報酬金
①	民事保全	金銭請求事案の着手金額の2分の1 (+ 消費税) ※審尋・口頭弁論を経たときは3分の2	金銭請求事案に準じる ※保全手続きのみによって本案の目的を達した場合にお支払いいただきます。
②	民事執行	金銭請求事案の着手金額の2分の1 (+ 消費税) ※本案事件に引き続き着手するときは、 金銭請求事案の着手金額の3分の1	金銭請求事案の報酬金額の4分の1 (+ 消費税)
③	即決和解	10万円より (+ 消費税)	10万円より (+ 消費税)
④	契約書作成	10万円より (+ 消費税)	経済的利益の額及び定型的なものか非定型的なものかにより金額を決定いたします。
⑤	内容証明郵便作成	3万円より (+ 消費税) ※事案によります。	—
⑥	顧問料 (法人)	3万円より (+ 消費税) / 月	—
⑦	顧問料 (個人)	5000円より (+ 消費税) / 月	—
⑧	法律相談 (初回)	5000円 (+ 消費税) / 60分	—
⑨	法律相談 (2回目以降)	1万円 (+ 消費税) / 60分	—

【家事事件】

1. 遺言・相続

		着手金・手数料	報酬金
①	遺産分割	18万円より (+ 消費税) ※1	25万円より + 受け取った金額の8%

			(+消費税)
②	遺言執行	30万円より(+消費税)	—

※1 遺産分割について、任意交渉から調停に移行した場合には、別途5万円(+消費税)
調停から裁判に移行した場合には、別途5万円(+消費税)
を追加着手金としてお支払いいただきます。

※そのほか、予納金、申立印紙代などの実費がかかります。

※なお、**事件の内容や難易に応じて、具体的な金額は調整させていただきます。**

③	遺留分減殺請求	20万円より(+消費税)※2	25万円より+受け取った金額の8% (+消費税)
④	相続放棄の申述	8万円(+消費税)	—
⑤	特別代理人の選任	10万円(+消費税)	—
⑥	遺言無効の訴え	10万円より(+消費税)	25万円より+受け取った金額の8% (+消費税)

※2 遺留分減殺請求について、任意交渉から調停に移行した場合には、別途5万円(+消費税)

調停から裁判に移行した場合には、別途5万円(+消費税)
を追加着手金としてお支払いいただきます。

※そのほか、実費がかかります。

※なお、**事件の内容や難易に応じて、具体的な金額は調整させていただきます。**

⑦	遺言書作成(公正証書遺言)	15万円より(+消費税)	—
⑧	遺産分割協議書作成	5万円より(+消費税)	—

※遺言書作成(公正証書遺言)については、資料の収集や公証役場との連絡調整を弁護士が行い、遺言書案を作成します。作成日には公証役場で弁護士が立ち会います。

その他公正証書作成の手続き費用がかかります。

※遺産分割協議書の作成のみのご依頼は、相続人間でお話し合いがまとまっている場合にお引き受けいたします。

お話し合いがまとまっていない場合には、①の遺産分割の交渉や調停等のご依頼をご検討ください。

※なお、**事件の内容や難易に応じて、具体的な金額は調整させていただきます。**まずは、ご相談ください。

※遺言書作成に関しましては、公正証書遺言以外のものでも作成支援等お受けいたします。まずは、ご相談ください。

2. 離婚

		着手金・手数料	報酬金
①	離婚協議書の作成	私文書 8万円より	—

		(+消費税) 公正証書 15万円より (+消費税)	
②	協議離婚の交渉	25万円 (+ 消費税)	25万円 (+ 消費税)
③	離婚調停・審判	30万円 (+ 消費税)	30万円 (+ 消費税)
④	離婚訴訟	40万円 (+ 消費税)	40万円 (+ 消費税)

※協議離婚について、調停に移行した場合には、別途5万円 (+消費税)

調停から裁判に移行した場合には、別途10万円 (+消費税)

を追加着手金としてお支払いいただきます。

※なお、**事件の内容や難易に応じて、具体的な金額は調整させていただきます。**まずは、ご相談ください。

⑤	財産分与の請求 (請求側・被請求側)	25万円 (+ 消費税) ※1	金銭請求事案に準じる
⑥	離婚相手に対する慰謝料請求	10万円 (+ 消費税)	金銭請求事案に準じる

※1 離婚の交渉等とともにご依頼いただく場合には、着手金を5万円 (+消費税) とさせていただきます。

※訴訟に移行した場合には、追加着手金を10万円お支払いいただきます。

※なお、**事件の内容や難易に応じて、具体的な金額は調整させていただきます。**まずは、ご相談ください。

⑦	不倫相手に対する慰謝料請求	金銭請求事案に準じる	金銭請求事案に準じる
---	---------------	------------	------------

※慰謝料請求をする場合もされる場合も同様です。

※訴訟に移行した場合には、追加着手金として10万円 (+消費税) をお支払いいただきます。

※なお、**事件の内容や難易に応じて、具体的な金額は調整させていただきます。**まずは、ご相談ください。

⑧	養育費	20万円 (+ 消費税)	養育費の2年分 × 10% (+ 消費税)
---	-----	--------------	-----------------------

※ 離婚の交渉等とともにご依頼いただく場合には、着手金を5万円 (+消費税) とさせていただきます。

※なお、**事件の内容や難易に応じて、具体的な金額は調整させていただきます。**まずは、ご相談ください。

⑨	面接交渉	20万円 (+ 消費税)	20万円 (+ 消費税)
---	------	--------------	--------------

※ 離婚の交渉等とともにご依頼いただく場合には、着手金を5万円 (+消費税)、報酬金を10万円とさせていただきます。

※なお、**事件の内容や難易に応じて、具体的な金額は調整させていただきます。**まずは、ご相談ください。

⑩	親権者の指定	20万円 (+ 消費税)	20万円より (+ 消費税)
---	--------	--------------	----------------

※なお、事件の内容や難易に応じて、具体的な金額は調整させていただきます。まずは、ご相談ください。

⑪	子どもの引き渡し、監護権指定に関する手続	20万円より (+ 消費税)	35万円より (+ 消費税)
---	----------------------	----------------	----------------

※なお、事件の内容や難易に応じて、具体的な金額は調整させていただきます。まずは、ご相談ください。

(注意) 離婚に関しまして、上記①から⑪まで複数の項目についてご依頼いただける場合には、全体としての報酬額が適正な額となるように調整いたします。

【刑事事件】

1. 被疑者・被告人弁護

		着手金	報酬金
①	初回接見（接見のみご依頼の場合）	4万円（交通費含む）より (+ 消費税)	—
②	被疑者弁護	25万円より (+ 消費税)	1) 不起訴となった場合 30万円より (+ 消費税) 2) 求略式命令 上記金額を超えない額 (+ 消費税)
③	被告人弁護	35万円より (+ 消費税) ※1	1) 刑の執行猶予を受けた場合 30万円より (+ 消費税) 2) 求刑された刑が軽減された場合 上記金額を超えない額 (+ 消費税)

※1 被疑者弁護から引き続き被告人弁護を受任する場合は、着手金は「10万円より (+ 消費税)」として減額調整させていただきます。

※なお、事件の内容や難易に応じて、具体的な金額は調整させていただきます。まずは、ご相談ください。

2. 少年事件

		着手金	報酬金
①	少年事件	30万円より (+ 消費税)	30万円より (+ 消費税)

※なお、事件の内容や難易に応じて、具体的な金額は調整させていただきます。まずは、ご相談ください。